

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	小児慢性特定疾病医療費等支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、小児慢性特定疾病医療費等支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊中市長

## 公表日

令和5年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費等支給事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、結核児童への療育給付や小児慢性特定疾病医療費の支給を行う。結核児童療育給付事務は、生計中心者の前年の所得税等により自己負担金が発生するため、前年度の所得に関する情報や生活保護等の受給情報などを照会し、自己負担金の決定を行っている。 小児慢性特定疾病医療費助成事務は、保険医療世帯の市町村民税(所得割)の課税額等により自己負担金が発生するため、住民税に関する情報や生活保護等の受給情報などを照会し、自己負担金の決定を行っている。
③システムの名称	①母子医療費助成システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④住民基本台帳ネットワークシステム ⑤電子申込システム
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(別表第一の第7の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第26・56の2・87・120の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条・30条・44条・59条の3 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第9・16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条・12条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 おやか保健課
②所属長の役職名	おやか保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 ( 豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054 )
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部 おやか保健課 ( 豊中市岡上の町2-1-15(豊中市すこやかプラザ) 電話:06-6858-2800 )

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	I-3 法令上の根拠	右の記載を追記	・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第3条	事後	
平成28年6月17日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月17日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第26・56の2・87・120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19・30・44条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第26・56の2・87・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条・30条・44条・59条の3	事後	
平成29年6月29日	I-5-② 所属長	細貝 徳子	武市 彰史	事後	
平成29年6月29日	I-7 請求先	電話:06-6858-2653	電話:06-6858-2054	事後	
平成29年6月29日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月29日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-4-② 法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第26・56の2・87・120の項</li> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条・30条・44条・59条の3</li> </ul> <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第9・16の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条・12条</li> </ul>	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第26・56の2・87・119の項</li> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条・30条・44条・59条の3</li> </ul> <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第9・16の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条・12条</li> </ul>	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	健康福祉部 健康増進課	健康医療部 母子保健課	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	武市 彰史	健康増進課長	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	総務部 情報政策課 情報管理係 ( 豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話: 06-6858-2054 )	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 ( 豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話: 06-6858-2054 )	事後	
令和1年6月28日	I-7 連絡先	健康福祉部 健康増進課	健康医療部 母子保健課	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	評価書の様式改訂に伴い追加	事後	
令和2年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠  ・番号法第19条第7号 別表第二の第26・56の2・87・119の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令定める事務及び情報を定める命令 第19条・30条・44条・59条の3	1. 情報提供の根拠  ・番号法第19条第7号 別表第二の第26・56の2・87・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令定める事務及び情報を定める命令 第19条・30条・44条・59条の3	事後	
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和3年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月30日	IV 8. 監査	[ <input type="radio"/> ]外部監査	[ <input type="checkbox"/> ]外部監査	事前	
令和3年12月24日	I-4-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠  ・番号法第19条第7号 別表第二の第26・56の2・87・120の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条・30条・44条・59条の3  2. 情報照会の根拠  ・番号法第19条第7号 別表第二の第9・16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条・12条	1. 情報提供の根拠  ・番号法第19条第8号 別表第二の第26・56の2・87・120の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条・30条・44条・59条の3  2. 情報照会の根拠  ・番号法第19条第8号 別表第二の第9・16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条・12条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	I-③ システムの名称	①母子医療費助成システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④住民基本台帳ネットワークシステム ④住民基本台帳ネットワークシステム	①母子医療費助成システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④住民基本台帳ネットワークシステム ⑤電子申込システム	事前	
令和4年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	I-5-① 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康医療部 母子保健課	こども未来部 おやこ保健課	事後	
令和5年6月30日	I-5-② 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	母子保健課長	おやこ保健課長	事後	
令和5年6月30日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康医療部 母子保健課 ( 豊中市岡上の町2-1-15(豊中市すこやかプラザ) 電話:06-6858-2800 )	こども未来部 おやこ保健課 ( 豊中市岡上の町2-1-15(豊中市すこやかプラザ) 電話:06-6858-2800 )	事後	
令和5年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	